

全道の飲食店等事業者の皆様へのお願い

要請期間	令和4年1月27日(木)から2月20日(日)まで ※遅くとも1月29日(土)からのご協力をお願いします
対象施設	〔飲食店〕 食品衛生法上における飲食又は喫茶店営業許可を受けている飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む)
要請内容	<北海道飲食店感染防止対策認証店> ・次のいずれかを選択すること (当初の選択は変更不可) 営業時間：5時～21時 酒類提供：11時～20時 又は 営業時間：5時～20時 酒類提供：終日停止 <上記以外の飲食店等> 営業時間：5時～20時 酒類提供：終日停止 <留意事項> ※要請期間中に認証店となった場合 認証を受けた日から認証店の要請内容に変更となる。 ※酒類提供は利用者による酒類の店内持込を含む。 ・ 同一グループ・同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする ※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用は行わない。 ・ 業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守 ◆業種別ガイドライン(内閣官房のホームページ)  https://corona.go.jp/prevention/ ◆感染防止対策チェックリスト項目  https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/_/checklist_v2.pdf ・ カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う
お問い合わせ	【要請内容に関するお問い合わせ】 ■北海道感染防止対策協力支援金事務局 011-350-7377 (受付時間：8:45～17:30) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html  ■北海道飲食店感染防止対策認証制度 0570-783-816 (受付時間：9:00～18:00)  https://do-safety.jp/

要請への協力に伴う支援金について

主な 支給要件

令和4年1月27日（遅くとも令和4年1月29日）から2月20日までの全ての期間において要請に応じていることが必要です。

※申請にあたっては、**営業時間短縮・休業している案内を店頭に掲示している写真**のほか、その他要請に協力いただいたことがわかる営業に必要な許可証の写しなどの書類をご提出いただく予定です。

※要請期間の前日（令和4年1月26日(水)）までに、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得し、かつ営業実態がある店舗等が支給対象となります。

従来の営業時間	認証店	認証店以外
20時までの営業	支援金の対象外	
20時を超えて 21時までの営業	5～20時までの営業時短 (酒類提供停止)	20時までの 営業時短 (酒類提供 停止)
21時を超えて 営業	次のいずれかを選択（当初の選択は変更できない） ①5～20時までの営業時短（酒類提供停止） ②5～21時までの営業時短（酒類提供11～20時まで）	

支援金額

< 北海道飲食店感染防止対策認証店 >

①営業時間：5時～21時、酒類提供：11時～20時の要請にご協力いただいた場合

	売上高（1店舗・1日あたり）	支援金額（25日間の場合）
中小企業・ 個人事業者	8万3,333円以下	2.5万円×25日＝62.5万円
	8万3,333円を超え、25万円以下	2.5万円～7.5万円×25日＝ 62.5万円～187.5万円
	25万円超え	7.5万円×25日＝187.5万円

大企業 売上高（1店舗・1日あたり）の減少額に応じて、最大500万円*1

②営業時間：5時～20時、酒類提供：終日停止の要請にご協力いただいた場合

	売上高（1店舗・1日あたり）	支援金額（25日間の場合）
中小企業・ 個人事業者	7万5,000円以下	3万円×25日＝75万円
	7万5,000円を超え、25万円以下	3万円～10万円×25日＝ 75万円～250万円
	25万円超え	10万円×25日＝250万円

大企業 売上高（1店舗・1日あたり）の減少額に応じて、最大500万円*1

< 上記以外の飲食店 >

営業時間：5時～20時、酒類提供：終日停止の要請にご協力いただいた場合

	売上高（1店舗・1日あたり）	支援金額（25日間の場合）
中小企業・ 個人事業者	7万5,000円以下	3万円×25日＝75万円
	7万5,000円を超え、25万円以下	3万円～10万円×25日＝ 75万円～250万円
	25万円超え	10万円×25日＝250万円

大企業 売上高（1店舗・1日あたり）の減少額に応じて、最大500万円*1

* 1 中小企業・個人事業者においても大企業の方式による支援金額とすることも可能です

・ 1日あたりの支援金単価の算出方式（大企業はB、中小企業・個人事業者はA、Bから選択）

A ①については令和3年または令和2年1～2月の1日あたりの売上高×0.3(②、認証店以外の場合は×0.4)

B ①、②、認証店以外については令和3年または令和2年1～2月の1日あたりの売上減少額×0.4*2

ただし①は*2と、令和3年または令和2年1～2月の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額

申請受付時期及び申請方法については決まり次第下記ホームページでお知らせします。

【支援金に関するお問い合わせ】

北海道感染防止対策協力支援金事務局

専用ダイヤル：011-350-7377（受付時間：8:45～17:30）

ホームページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html>

